

関東管区警察局栃木県情報通信部

・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の問い合わせ先に連絡されたい。

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 件名 | 物品運送業務委託 |
| 2 仕様等 | 仕様書のとおり（HPに掲載） |
| 3 見積書提出期限 | 令和8年4月13日17時15分 |
| 4 見積合わせ日時 | 令和8年4月14日10時00分 |
| 5 契約期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |

<留意事項>

- 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）に誓約できる者であること。
- 2 問い合わせ先
関東管区警察局栃木県情報通信部通信庶務課経理係
〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
代表電話番号 028-621-0110
Eメールアドレス tochigi.CGA@npa.go.jp
- 3 見積書の提出場所
上記2「問い合わせ先」と同じ
- 4 見積書の作成及び提出方法
 - (1) 見積書、見積もった運送料金の内訳（別紙1）及び単価表（別紙2）を提出すること。
 - (2) 見積書の様式は問わないが別紙様式の内容を満たすものとし、見積書作成年月日、宛名、件名、見積金額（消費税込み）、参加者の住所、社名、代表者名の記載及び押印の上提出すること。
なお、見積書は社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

- (3) 見積金額は、履行に要する一切の費用を含めた総価（消費税込み）を記載すること。
当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額を記載すること。
なお、見積書の金額は、運送物品の重量及び配達先に応じた単価（消費税込み）に
予定数量を乗じたものの合計金額とすること。
- (4) 見積書の提出は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とする。
※ 押印省略により作成した見積書に限りメールによる提出も可能とする。
提出期限については、紙媒体による提出と同様とする。

5 見積書の無効

- (1) 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。
- (2) 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。
- ア 金額を訂正した見積書
 - イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
 - ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書
 - エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

6 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 期日までに提出された有効な見積書のうち、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格（消費税込み）を提示された者を契約の相手方とする。
- (2) 契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）とする。

7 見積合わせ結果について

- (1) 契約の相手方に決定した事業者の方にのみ当方から連絡を行う。
- (2) 見積合わせの決定業者及び金額については、見積書提出期限経過後、上記2に問い合わせる。

8 契約書作成の要否について

契約書を作成すること。

9 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とする。
- (2) 上記6において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施する。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼、又は随意契約の協議をすることができるものとする。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合がある。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書（官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛）を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関に振り込みを行う。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて発注元の契約担当官又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局栃木県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

件 名 物品運送業務委託

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を含む)

契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

※金額は、運送物品の重量及び配達先に応じた単価（消費税込み）に予定数量を乗じたものの合計金額とすること。

代表者連絡先

事務担当者名

事務担当者連絡先

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局栃木県情報通信部長 殿

見積書提出日

住 所 ○○県○○市○○

会 社 名 株式会社○○○

代表者名 ○○ ○○○

代表者印

押印を省略する場合は見積書の発行権者及び事務担当者のそれぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

件 名 _____

契約金額の総額(消費税込み)を記入。小数点以下は切り捨てとする。

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を含む)

契約期間 契約締結日から令和 年 月 日まで

下記事項は社印及び代表者印省略時記載

代表者連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

事務担当者名 ○○ ○○○

事務担当者連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

運送料金(物品運送業務委託)

【税込】

配達先	重量			2kgまで			2kg越、5kgまで			5kg越、10kgまで			10kg越、20kgまで			20kg越、30kgまで			30kg越、40kgまで			40kg越、50kgまで			
	予定数量	単価	金額	予定数量	単価	金額	予定数量	単価	金額	予定数量	単価	金額	予定数量	単価	金額	予定数量	単価	金額	予定数量	単価	金額	予定数量	単価	金額	
警察庁 関東管区警察局情報通信部機動通信課(総合監視第二)		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
警察大学校		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
北海道警察	情報通信部		0	0		0	0	1	0	0	1	0	0	0	0		0	0		0	0		0	0	
	情報通信部函館方面情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	情報通信部旭川方面情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	情報通信部釧路方面情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	情報通信部北見方面情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
東北管区警察局	情報通信部		0	0		0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0		0	0		0	0	
	青森県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	岩手県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	宮城県情報通信部		0	0		0	0		0	0	12	0	0	15	0	0	3	0	0		0	0		0	
	秋田県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
	山形県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	
福島県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0		
東京都警察情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0	
関東管区警察局	関東管区警察局		0	0		0	0	1	0	0	53	0	0	1	0	0	1	0	0		0	0		0	0
	関東管区警察局情報通信部通信支所		0	0	1	0	0		0	0	5	0	0		0	0	1	0	0		0	0		0	0
	茨城県情報通信部		0	0		0	0		0	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	群馬県情報通信部		0	0		0	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0
	埼玉県情報通信部		0	0		0	0	7	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	千葉県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	神奈川県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	新潟県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	山梨県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	長野県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
静岡県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
中部管区警察局	情報通信部		0	0		0	0		0	0	1	0	0	2	0	0		0	0		0	0		0	0
	富山県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	石川県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	福井県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	岐阜県情報通信部		0	0		0	0		0	0	2	0	0	3	0	0	1	0	0		0	0		0	0
	愛知県情報通信部		0	0		0	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	三重県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
近畿管区警察局	情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	滋賀県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	京都府情報通信部		0	0		0	0		0	0	18	0	0	34	0	0	7	0	0		0	0		0	0
	大阪府情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0	11	0	0	6	0	0		0	0		0	0
	兵庫県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	奈良県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	和歌山県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	中国四国管区警察局		0	0		0	0		0	0	1	0	0		0	0	7	0	0		0	0		0	0
中国四国管区警察局	鳥取県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	島根県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	岡山県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	広島県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	山口県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	四国警察支局		0	0		0	0		0	0	3	0	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0
	徳島県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	香川県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	愛媛県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	高知県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
九州管区警察局	情報通信部		0	0		0	0		0	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	福岡県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	佐賀県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	長崎県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	熊本県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	大分県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	宮崎県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
	鹿児島県情報通信部		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
沖縄県情報通信部		0	0		0	0		0	0	1	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	

総額(税込)

0円

単価表(物品運送業務委託)

【税込】

配達先		重量						
		2kgまで	2kg越、 5kgまで	5kg越、 10kgまで	10kg越、 20kgまで	20kg越、 30kgまで	30kg越、 40kgまで	40kg越、 50kgまで
警察庁								
関東管区警察局情報通信部機動通信課(総合監視第二)								
警察大学校								
北海道警察	情報通信部							
	情報通信部函館方面情報通信部							
	情報通信部旭川方面情報通信部							
	情報通信部釧路方面情報通信部							
	情報通信部北見方面情報通信部							
東北管区警察局	情報通信部							
	青森県情報通信部							
	岩手県情報通信部							
	宮城県情報通信部							
	秋田県情報通信部							
	山形県情報通信部							
東京都警察情報通信部								
関東管区警察局	関東管区警察局							
	関東管区警察局情報通信部通信支所							
	茨城県情報通信部							
	群馬県情報通信部							
	埼玉県情報通信部							
	千葉県情報通信部							
	神奈川県情報通信部							
	新潟県情報通信部							
	山梨県情報通信部							
	長野県情報通信部							
静岡県情報通信部								
中部管区警察局	情報通信部							
	富山県情報通信部							
	石川県情報通信部							
	福井県情報通信部							
	岐阜県情報通信部							
	愛知県情報通信部							
	三重県情報通信部							
近畿管区警察局	情報通信部							
	滋賀県情報通信部							
	京都府情報通信部							
	大阪府情報通信部							
	兵庫県情報通信部							
	奈良県情報通信部							
和歌山県情報通信部								
中国四国管区警察局	情報通信部							
	鳥取県情報通信部							
	島根県情報通信部							
	岡山県情報通信部							
	広島県情報通信部							
	山口県情報通信部							
	四国警察支局	情報通信部						
	徳島県情報通信部							
	香川県情報通信部							
	愛媛県情報通信部							
高知県情報通信部								
九州管区警察局	情報通信部							
	福岡県情報通信部							
	佐賀県情報通信部							
	長崎県情報通信部							
	熊本県情報通信部							
	大分県情報通信部							
	宮崎県情報通信部							
	鹿児島県情報通信部							
沖縄県情報通信部								

仕 様 書

- 1 契約件名
物品運送業務委託
- 2 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務概要
関東管区警察局栃木県情報通信部が保有する物品（以下「運送対象物品」という。）を関東管区警察局栃木県情報通信部が指定する場所（以下「引渡場所」という。）から、関東管区警察局栃木県情報通信部が指定する場所（以下「配達先」という。）まで運送する業務（以下「運送業務」という。）を行う。
- 4 引渡場所
(1) 宇都宮市埴田1丁目1番20号 関東管区警察局栃木県情報通信部
(2) 宇都宮市野沢町4番2号 栃木県警察機動センター
- 5 配達先 別紙1のとおり
- 6 業務内容
運送業務については、以下のとおりとする。
 - (1) 運送業務の開始
受注者は、発注者の指示を受けてから運送業務を開始すること。
 - (2) 運送対象物品の集荷等
 - ア 受注者は、発注者から指示された引渡場所において運送対象物品を集荷すること。
また、受注者は、発注者に対し、事前に集荷予定時間等必要な事項を連絡すること。
 - イ 運送対象物品の集荷は、引渡場所から車両への積込作業及び配達先での荷卸作業までを含むものとし、集荷に必要な運搬機材等は、受注者が準備するものとする。
 - ウ 受注者は、運送対象物品を集荷する際、発注者から交付される別紙2「発注書」と集荷する運送対象物品に相違がないかを確認し、運送対象物品を受領した旨の運送伝票等を発注者に渡すこと。
 - エ 物品の引き渡しを受けた後は、善良な管理者の注意をもって、運送対象物品を保管又は運送を行うものとする。
 - オ 受注者は、運送業務中に運送対象物品に盗難及び紛失並びに破損等により損害等を発生させた場合には、関東管区警察局栃木県情報通信部の職員（以下「担当者」という。）に速やかに報告すること。
また、発生した損害等については、原則として受注者が賠償等を行うものとする。
 - カ 運送方法はトラック輸送であるか航空輸送であるかを問わないが、発注者から磁性物質等の航空輸送上、危険物に該当する物品の運送を依頼された場合は、トラック輸送に応じること。
- 7 運送業務予定数量
調達予定数量の内訳は、別添「調達予定数量（物品運送業務委託）」のとおりとするが、同数量は過去1年における実績から算出した見込数量等であり、契約期間内における調達数量を保証するものではない。
また、予定数量0とした項目においても契約期間内で依頼があった際は、契約した単価で対応すること。
- 8 運送料金等
 - (1) 運送料金
 - ア 運送料金は、運送対象物品1個あたりの重量により、引渡場所から配達先までの契約した単価により算出するものとする。
なお、引渡場所及び配達先については、調整のうえ発注者が発注書により変更することができるものとし、配達先については契約書の同一市内（東京都は同一区内を含む。ただし離島を除く。）の契約単価とする。
 - イ 契約した単価には、運送業務に必要な一切の費用を含むものとする。
 - ウ 運送対象物品の1個あたりの重量は、実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方とし、50kgを超えるものは対象としない。
なお、容積換算重量は、1立方メートルを280kg又は6,000立方センチメートルを1kgとして換算するものとする。
 - (2) 運送料金の請求
運送対象物品が配達先に到着した月を基準として、運送対象物品に係る運送料金の1ヶ月分を集計して請求するものとし、請求内容等について担当者の確認を受けること。

9 検査

検査は、運送対象物品の着荷確認をもって行う。

10 その他

- (1) 運送業務については、本仕様書に基づくものとするが、運送業務について疑義等を生じた場合には、担当者と事前に協議等を行い、確認又は承認を得て対応すること。
- (2) 支払については、仕様書に基づく検査に合格し適法な支払請求書（官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛）を受理した日から30日以内とする。

調達予定数量(物品運送業務委託)

別添

配達先		重量								
		2kgまで	2kg越、 5kgまで	5kg越、 10kgまで	10kg越、 20kgまで	20kg越、 30kgまで	30kg越、 40kgまで	40kg越、 50kgまで		
警察庁										
関東管区警察局情報通信部機動通信課(総合監視第二)										
警察大学校										
北海道警察	情報通信部			1	1					
	情報通信部函館方面情報通信部									
	情報通信部旭川方面情報通信部									
	情報通信部釧路方面情報通信部									
	情報通信部北見方面情報通信部									
東北管区警察局	情報通信部			1	2			2		
	青森県情報通信部									
	岩手県情報通信部									
	宮城県情報通信部				12	15		3		
	秋田県情報通信部									
	山形県情報通信部									
	福島県情報通信部									
東京都警察情報通信部							1			
関東管区警察局	関東管区警察局			1	53		1		1	
	関東管区警察局情報通信部通信支所	1			5				1	
	茨城県情報通信部				1					
	群馬県情報通信部			1	3		1			
	埼玉県情報通信部			7						
	千葉県情報通信部									
	神奈川県情報通信部									
	新潟県情報通信部									
	山梨県情報通信部									
	長野県情報通信部									
	静岡県情報通信部									
	中部管区警察局	情報通信部				1	2			
		富山県情報通信部								
石川県情報通信部										
福井県情報通信部										
岐阜県情報通信部					2	3		1		
愛知県情報通信部				1						
三重県情報通信部										
近畿管区警察局	情報通信部									
	滋賀県情報通信部									
	京都府情報通信部				18	34		7		
	大阪府情報通信部					11		6		
	兵庫県情報通信部									
	奈良県情報通信部									
	和歌山県情報通信部									
中国四国管区警察局	情報通信部				1			7		
	鳥取県情報通信部									
	島根県情報通信部									
	岡山県情報通信部									
	広島県情報通信部									
	山口県情報通信部									
	情報通信部				3	1				
	徳島県情報通信部									
	香川県情報通信部									
	愛媛県情報通信部									
高知県情報通信部										
九州管区警察局	情報通信部				1					
	福岡県情報通信部									
	佐賀県情報通信部									
	長崎県情報通信部									
	熊本県情報通信部									
	大分県情報通信部									
	宮崎県情報通信部									
	鹿児島県情報通信部									
	沖縄県情報通信部									
			0	1	12	104	69	28	0	合計 214

配達先一覧

配達先		郵便番号	所在地
警察庁 関東管区警察局情報通信部機動通信課(総合監視第二)		100-8974	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
警察大学校		183-8558	東京都府中市朝日町3丁目12番地の1
北海道警察	情報通信部	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目
	情報通信部函館方面情報通信部	040-8511	函館市五稜郭町15番5号
	情報通信部旭川方面情報通信部	078-8511	旭川市1条通25丁目487番地の6
	情報通信部釧路方面情報通信部	085-8511	釧路市黒金町10丁目5番地
	情報通信部北見方面情報通信部	090-8511	北見市青葉町6番1号
東北管区警察局	情報通信部	980-8408	仙台市青葉区本町三丁目3番1号
	青森県情報通信部	030-0801	青森市新町二丁目3番1号
	岩手県情報通信部	020-8540	盛岡市内丸8番10号
	宮城県情報通信部	980-8410	仙台市青葉区本町三丁目8番1号
	秋田県情報通信部	010-0951	秋田市山王四丁目1番5号
	山形県情報通信部	990-8577	山形市松波二丁目8番1号
福島県情報通信部		960-8686	福島市杉妻町5番75号
東京都警察情報通信部		100-8929	東京都千代田区霞が関2丁目1番1号
関東管区警察局	関東管区警察局	330-9726	さいたま市中央区新都心2番地1
	関東管区警察局情報通信部通信支所	100-0001	東京都千代田区千代田1番3号
	茨城県情報通信部	310-8550	茨城県水戸市笠原町978番6
	群馬県情報通信部	371-8580	前橋市大手町1丁目1番1号
	埼玉県情報通信部	330-8533	さいたま市浦和高砂3丁目15番1号
	千葉県情報通信部	260-8668	千葉市中央区長洲1丁目9番1号
	神奈川県情報通信部	231-8403	横浜市中区海岸通2丁目4番
	新潟県情報通信部	950-0965	新潟市中央区新光町4番地1
	山梨県情報通信部	400-0031	甲府市丸の内1丁目6番1号
	長野県情報通信部	380-8510	長野市大字南長野字幅下692の2番地
静岡県情報通信部	420-8610	静岡市葵区追手町9番6号	
中部管区警察局	情報通信部	460-0001	名古屋市中区三の丸2丁目1番1号
	富山県情報通信部	930-8570	富山市新総曲輪1番7号
	石川県情報通信部	920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地
	福井県情報通信部	910-8515	福井市大手三丁目17番1号
	岐阜県情報通信部	500-8501	岐阜市藪田南2丁目1番1号
	愛知県情報通信部	460-8502	名古屋市中区三の丸2丁目1番1号
三重県情報通信部	514-8514	津市栄町1丁目100番地	
近畿管区警察局	情報通信部	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番41号
	滋賀県情報通信部	520-8501	大津市打出浜1番10号
	京都府情報通信部	602-8550	京都市上京区衣棚通出水下ル常泉院町128
	大阪府情報通信部	540-8540	大阪市中央区大手前3丁目1番11号
	兵庫県情報通信部	650-8510	神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
	奈良県情報通信部	630-8578	奈良市登大路町80番地
和歌山県情報通信部	640-8588	和歌山市小松原通1丁目1番地1	
中国四国管区警察局	情報通信部	730-0012	広島市中区上八丁堀6番30号
	鳥取県情報通信部	680-8520	鳥取市東町1丁目271番地
	島根県情報通信部	690-8510	松江市殿町8番地1
	岡山県情報通信部	700-8512	岡山市北区内山下二丁目4番6号
	広島県情報通信部	730-8507	広島市中区基町9番42号
	山口県情報通信部	753-8504	山口市滝町1番1号
四国警察支局	情報通信部	760-0019	高松市サンポート3番33号
	徳島県情報通信部	770-8510	徳島市万代町2丁目5番地1
	香川県情報通信部	760-8579	高松市番町四丁目1番10号
	愛媛県情報通信部	790-8573	松山市南堀端町2番地2
	高知県情報通信部	780-8544	高知市丸ノ内二丁目4番30号
九州管区警察局	情報通信部	812-8573	福岡市博多区東公園7番7号
	福岡県情報通信部	812-8576	福岡市博多区東公園7番7号
	佐賀県情報通信部	840-8540	佐賀市松原一丁目1番16号
	長崎県情報通信部	850-0058	長崎市尾上町3番3号
	熊本県情報通信部	862-8610	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
	大分県情報通信部	870-8502	大分市大手町3丁目1番1号
	宮崎県情報通信部	880-8509	宮崎市旭一丁目8番28号
	鹿児島県情報通信部	890-8566	鹿児島市鴨池新町10番1号
	沖縄県情報通信部	900-0021	那覇市泉崎一丁目2番2号

※上記以外の配達先については、調整のうえ発注者が発注書により同一市内（東京都は同一区内を含む。ただし、離島を除く。）で変更することができる。

令和 年 月 日
関東管区警察局栃木県情報通信部

様

TEL
FAX

発 注 書 (整理番号)

発 送 先	品 名	寸 法 (H)	寸 法 (W)	寸 法 (D)	梱 包 形 態	数 量	単 位	容 積 重 量	単 位	実 重 量	単 位	総重量 (実重量)	単 位	実重量・容積 重量の別	備 考
合 計															

引き渡し場所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 ****

関東管区警察局栃木県情報通信部通信庶務課資材係

TEL 028-621-0110

内線****

送 付 先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 ****

関東管区警察局〇〇県情報通信部通信庶務課資材係

TEL ***-***-***

内線****

発 送 日

令和 年 月 日()



到 着 希 望 日

令和 年 月 日()